

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が4月1日から施行され、新たな信用補完制度の運用も始まることとなる。これを踏まえ、信用保証も含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、

企業や産業の成長を支援すること。

- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うこと。あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高いといった実態を踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用を努めること。
- (5) 平成 28 年熊本地震をはじめ、自然災害による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。
- (6) 上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上